

## 愛媛県教育委員会 5月定例会議事録

### 1 開会の日時及び場所

令和7年5月15日（木）午後3時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 出席者

教育長 高岡哲也 委員 関 啓三 委員 北須賀逸雄

委員 畠山千愛 委員 田坂文明 委員 山下由美

### 3 欠席委員

なし

### 4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 小山哲司

指導部長 小池達士

教育総務課長 栗田 謙

施設厚生室長 加藤 剛

社会教育課長 伊賀上慶樹

文化財保護課長 廣田 聡

保健体育課長 近藤博隆

義務教育課長 渡部真一

高校教育課長 川本昌宏

高校教育課魅力化推進監 野村竜也

人権教育課長 佐々木直

特別支援教育課長 壽海雅彦

### 5 会議の概要

#### (1) 開 会（午後3時30分）

（教育長） ただいまから教育委員会5月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） それでは、始めに委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第23号愛媛県社会教育委員の委嘱について、議案第24号愛媛県立図書館協議会委員の任命について、議案第25号公立小学校教員の懲戒処分について及び議案第26号公立中学校教員の懲戒処分について並びにその他の協議案件の表彰案件（6件）につきましても、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

#### (2) 4月定例会議事録の承認

（教育長） 4月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長報告に移ります。

#### (3) 教育長報告

○令和8年度県立高等学校入学者選抜に係る特色入学者選抜における各校の出願資格及び検査項目等について

(教育長) 令和8年度県立高等学校入学者選抜に係る特色入学者選抜における各校の出願資格及び検査項目等について、事務局から報告をお願いいたします。

(高校教育課長) 令和8年度県立高等学校入学者選抜に係る特色入学者選抜における各校の出願資格及び検査項目等について、この度、同入学者選抜における、各高校において設定する出願資格及び検査項目等が取りまとめられましたので、御報告いたします。

まず、特色入学者選抜を実施するのは、分校を含む全日制の全ての県立高校・全ての学科43校67学科です。募集人員については、以前の推薦入学者選抜では、普通科等で入学定員の15パーセント程度、職業教育を主とする学科等で入学定員の30パーセント程度を上限としておりましたが、特色入学者選抜では、普通科等で入学定員の30パーセント程度を上限に、職業教育を主とする学科等で入学定員の50パーセント程度を上限としております。各校における運用としては、普通科等のうち25校26学科が、「15パーセント程度」を超える割合を、職業教育を主とする学科等のうち26校33学科が、「30パーセント程度」を超える割合を設定しております。また、大きな変更点といたしまして、今回、新居浜東高校体育科及び伊予高校芸術科については、意欲や資質・能力を有し、各専門分野でリーダーとして活躍する生徒を募集するという観点から、特色入学者選抜における募集人員を、募集定員の100パーセントとすることにしており、特色入学者選抜において募集人員が満たされた場合は、一般入学者選抜を実施しないこととなります。これに伴い、両学科につきましても、全国募集を実施する学科と同様に、県外からの受検を認めることといたします。なお、特色入学者選抜において募集人員が満たされなかった場合は、募集定員から特色入学確約者数を差し引いた数を募集人員とする一般入学者選抜を実施いたします。その場合、従来 of 学力検査、面接に加え、実技テストを実施いたします。このことにつきましては、10月にお諮りする予定の「令和8年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項」で定めることといたします。

また、特色入学者選抜の募集人員内で実施することとしている「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」については、29校50学科での実施となっております。各高校の特色入学者選抜の募集人員、「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」の実施の有無、検査項目等の評価の比率につきましては、資料の一覧表にまとめております。

次に、出願資格については、昨年度と同様、各校のアドミッション・ポリシーに基づき、学級活動、生徒会活動、学校行事等において、リーダーシップを発揮するなど熱心な活動が見られる者、英検、漢検、数検

のいずれかにおいて準2級以上を有している者、校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において熱心な活動が見られる者又は県大会出場もしくはそれに準ずる成果を上げている者、第3学年の9教科の評定平均が3.8以上の者といった様々な出願資格を設けております。

続いて検査項目については、全ての学校・学科で調査書等を検査対象とするほか、作文の実施が30校44学科、小論文の実施が10校16学科、面接の実施が42校63学科、集団討論の実施が3校3学科、実技テストの実施が5校5学科、プレゼンテーションの実施が3校4学科となっています。

詳細につきましては、御手元の別冊子にまとめております。また、特色入学者選抜の期日等については、このあとの議案にて御審議いただくことになっております。

なお、各校の出願資格及び検査項目等につきましては、このあと、各県立高等学校及び県内中学校等にお知らせするとともに、本課ホームページにて公表を予定しております。また、昨年度と同様に、特色入学者選抜に関するチラシを作成するとともに、Q&Aの更新を続けることで、中学生やその保護者、中学校教員への周知を図ることとしております。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(田坂委員) 出願資格について、求める評定が、第1学年から第3学年の評定平均という学校もあれば、第3学年のみとしている学校もあります。実際、自分が中学校の教員で、3年生の進路指導に当たっていたときの感触でいうと、エンジンのかかりが遅くて、第3学年になってから学力が伸びて、評定も伸びる生徒が必ず何人かおり、そういう生徒の方が、高校へ入ってからの伸び幅が大きいのではないかと感じていました。それぞれの高校の考え方ではあるかと思いますが、個人的には、特色選抜と銘打つからには、第3学年の評定を見る方が、より望ましいのではないかと思います。もちろん、それぞれの学校で熟議を重ねて、第1学年から第3学年の評定平均にすると決めたことだとは思いますが、今後の参考として、意見を述べさせていただきます。

(高校教育課長) このことにつきましては、学校長等と情報共有させていただきまして、各学校における来年度以降の検討の参考にさせていただきたいと思っております。

(北須賀委員) 新居浜東高校の健康スポーツ科と伊予高校の芸術科の特色入学者選抜について、それぞれ100パーセントの割合で特色入学者選抜を実施するようになっております。新居浜東も伊予高校も、その学科内で、通常の選抜と文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜を行うことになっておりますけれども、わざわざ、このように2つに分けた理由を教えてください。

(高校教育課長) 新居浜東高校の健康スポーツ科では、それぞれの選抜において評価における検査項目等の比率が異なります。検査項目等の比率について、通常の選抜では、調査書等が4割、実技テストが4割、プレゼンテーションが2割となりますけれども、文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜では、調査書等が6割となります。また、伊予高校の芸術科についても、調査書等の割合が異なります。文化・スポーツ活動の成果を重視して欲しい、自信があるという場合は、調査書等の割合が高い文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜を希望すると思います。生徒が、持ち味を十分にアピールできるように、選抜を二つに分けております。

(北須賀委員) 健康スポーツ科や芸術科は、それぞれスポーツと文化を重視している学科ですので、調査書等や実技に若干違いがあることは分かるのですが、それでも、ここまで細かく検討して入試をする必要があるのかという疑問が少なからずあります。他の高校の場合は、例えば、普通科で文化・スポーツ活動等を重視した選抜を取り入れるのは分かるのですが、健康スポーツ科や芸術科において、わざわざその二通りの選抜方法を取り入れる必要が本当にあるのでしょうか。今年度はこれで実施されると思いますが、来年度は、本当にこれが必要なのかということも含めて、是非、御検討いただければと思います。

(高校教育課長) こちらも学校長等と共有させていただき、来年度以降の検討材料にしてまいりたいと思います。

(山下委員) 西条農業高校農業科の検査項目等について、農産物や原材料の計量、巻き尺での図形の測定と面積計算などの実技テストを検査項目として挙げられていますが、こういうことを学びに来る前の中学3年生の段階で、それが必要なのでしょうか。私たちがするのも難しいような内容だと思しますので、中学3年生で必要なのかなと感じます。

(高校教育課長) 高校入試ですので、あくまでも中学校の教育課程や学習指導要領に則った内容になります。高校で学習する内容に踏み込むということはございません。

(関委員) 今回の特色選抜に対して、学校はどのような期待を持っているのでしょうか。それと、この制度の成果が出るか出ないかということについては、ある程度の年数が経過した上で結果を評価することになると思います。どういう結果を期待をしたものであるのか、方向性や方針があるのであれば、教えてください。

(高校教育課長) 学校の特色化につきましては、令和3年3月の学校教育法施行規則等の一部改正を受け、各学校が自校のアドミッション・ポリシーを定めなければならなくなったことに起因しています。かつては、普通科は同じことを学べば良いという認識だったのですが、現在は、99パーセントの生徒が高校に進学するという中で、各学校がしっかりと特色を出した教育をして、各学校で育てたい生徒を育てようという流れに

あります。まず、各学校でグラデュエーション・ポリシーを決めて、その学校で育てたい生徒の理想像を決めて、そこから逆算して、どういった生徒を受け入れるかというアドミッション・ポリシーを決めています。各学校で受け入れたい生徒をしっかりと受け入れて、その学校の教育目標を達成した生徒をたくさん世の中に送り出していくといった理想形が作られるように、各学校が目指しているところでございます。

また、大学に行っても、就職をしても、学び続ける生徒を育てなければなりません。そのためには、しっかりと学ぶ意義を自分で考えて、内的な動機付けによって学習できる人材を育てていかなければなりません。委員がおっしゃいますように、ある程度の年数が経過しないと、今の学習の流れの成果があったかどうかは分からないと思いますけれど、一つの成果として、例えば、国公立大学に進学している生徒の状況を見ますと、総合型選抜で進学をしている生徒の割合が、愛媛県は全国の割合に比べて約2倍となっています。これは「ソーシャルチャレンジ for High School事業」のような探究活動に力を入れて指導をしている成果だと思います。学校の魅力のアピールも含めて、一連の形を実現するということが、今の高校現場に求められていることではないかと考えています。

(関委員) そのとおりだとは思いますが、あくまでも、その評価基準は漠然としたものではなくて、ある程度、具体性を持たせたものにして、結果が良かったのか悪かったのか、学校が評価できるようにする必要があります。悪ければ直していかなければならないし、良ければ更に高めていかなければなりません。数値はなかなか難しいところもありますけれど、その辺りの結果を評価できるような基準をある程度具体的に持って評価をしたうえで、それを今後につなげてほしいと思います。せっかく選抜をしているのだから、やっぱり良かったという結果を出してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

(高校教育課長) K P I の指標で、高校生活に目標を持って取り組んでいる生徒の割合等も参考にしておりますので、そういった数値も見ながら、進めていきたいと思っております。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了し、議案審議に移ります。

#### (4) 議 事

##### 議案審議

○議案第22号 令和8年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

(教育長) 議案第22号令和8年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格

者の発表の日について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 令和8年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について、御説明いたします。

県立高等学校の入学者の選抜、県立特別支援学校高等部の入学者の選抜及び県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について定めるものです。

御手元の議案及び資料に沿って、議案の「1 愛媛県県立高等学校の入学者の選抜」の「(1)学力検査の検査教科及び出題範囲」について説明いたします。

まず、検査教科は、例年どおり、全日制課程では、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科、定時制課程では、国語1教科と、社会、数学、理科及び英語から入学志願者が選択する2教科の、合わせて3教科としております。

次に、出題範囲については、中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

このほか、議案「1の(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、お示ししたとおりでございます。

なお、特色入学者選抜の合格内定については、検査実施の1週間後を目途に通知する予定としており、合格内定とならなかった者については、一般入学者選抜に出願することができます。

また、「(3)通信制の課程及び専攻科」については、実施校が限られていることから、教育長が別に定めることとしております。

次に、議案の「2 愛媛県県立特別支援学校高等部の入学者の選抜」について説明いたします。

まず、学力検査の検査教科については、実態に応じて各学校において決定することとしております。

次に、出題範囲について説明いたします。

本科については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている中学部の各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

専攻科については、特別支援学校高等部学習指導要領に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

このほか、議案「2の(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、お示ししたとおりでございます。

最後に、議案の「3 愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜」についてですが、「(1)イの出題範囲」については、

高等学校と同様です。「(1)アの検査教科」「(2)の学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、教育長が別に定めることとしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第22号令和8年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

(教育長) 議案審議を再開する旨宣する。

議案審議

○議案第23号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(社会教育課長) 愛媛県社会教育委員である愛媛県高等学校長協会長及び愛媛県小中学校長会副会長の交代に伴い、その後任の委員を社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第24号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(社会教育課長) 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県教育研究協議会学校図書館委員長の交代に伴い、その後任の委員を、図書館法第15条の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第25号 公立小学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 個人情報データ送信時の複数人での送信確認や、教育情報セキュリティポリシーに定められたパスワード設定を怠ってメールを誤送信し、個人情報を流出させ、公務の運営に支障を生じさせた公立小学校教頭について、懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(関委員) パスワード設定や複数人での確認を日常的にしていなかったのではないかと質問する。

(義務教育課長) 日常的にパスワード設定等を怠っているという事実は確認していない旨答える。

(教育長) 日頃からセキュリティポリシーを遵守して、特に個人情報を送信する際には、間違いなくパスワードを設定するよう徹底していかなければならない旨述べる。

(関委員) パスワードを定期的に変更するという意識があれば、パスワードを設定しないということはなかったと思われる旨述べる。

(指導部長) 教頭の業務は、基本的に閉じられたネットワーク環境の中で行われており、日常業務の中でパスワードを設定する必要がないことが、今回の事案につながっていると考えられる旨述べる。

(北須賀委員) 個人情報を含まないメールの誤送信の場合の処分内容について質問する。

(義務教育課長) 過去に、個人情報を含まないメールの誤送信による処分事例がない旨答える。

(北須賀委員) 今回の事案は教頭という職責も考慮した結果か確認する。

(教育長) 職責も考慮した結果である旨答える。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

#### ○議案第26号 公立中学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 泥酔した状態で店舗に立ち寄り、代金を支払うことなく商品を店外に持ち出し、窃取した公立中学校教頭について、懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(北須賀委員) 今回の事案に対して、義務教育課から校長や教頭に指導等を行うのか質問する。

(義務教育課長) 服務監督権者である教育委員会が、校長及び教頭に指導をしている旨、辞令書等を手交する段階でも、本人及び校長に対して改めて指導する旨答える。

(北須賀委員) 今回の事案に対して、全体への綱紀肅正等を含めた研修会等を実施しないのか質問する。

(義務教育課長) 服務監督権者である教育委員会が臨時の校長会を開き、管内の校長を対象に綱紀肅正に関する指導をしている旨、義務教育課からも綱紀肅正に関する通知を発出し、改めて指導する旨答える。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 議案審議を終了し、その他の協議に移る旨宣する。

(5) その他

○令和8年春の叙勲について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 令和8年春の叙勲候補者について、教育功労(5名)及び学校保健功労(2名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和7年度教育者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 令和7年度教育者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(3名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和7年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 令和7年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(2名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和7年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 令和7年度社会教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(2名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和7年度優良PTA文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 令和7年度優良PTA文部科学大臣表彰の被表彰候補団体(3団体)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(北須賀委員) 被表彰候補団体の活動内容について質問する。

(社会教育課長) 被表彰候補団体の活動内容について答える。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和7年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 令和7年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(1名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) その他の協議を終了し、非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉会(午後4時36分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会5月定例会を閉会いたします。